

多世代同居推進住宅改修等助成金

多世代で同居をするためのリフォーム代金等助成します。家族構成によって助成の上限が異なります。

交付要件

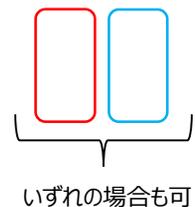
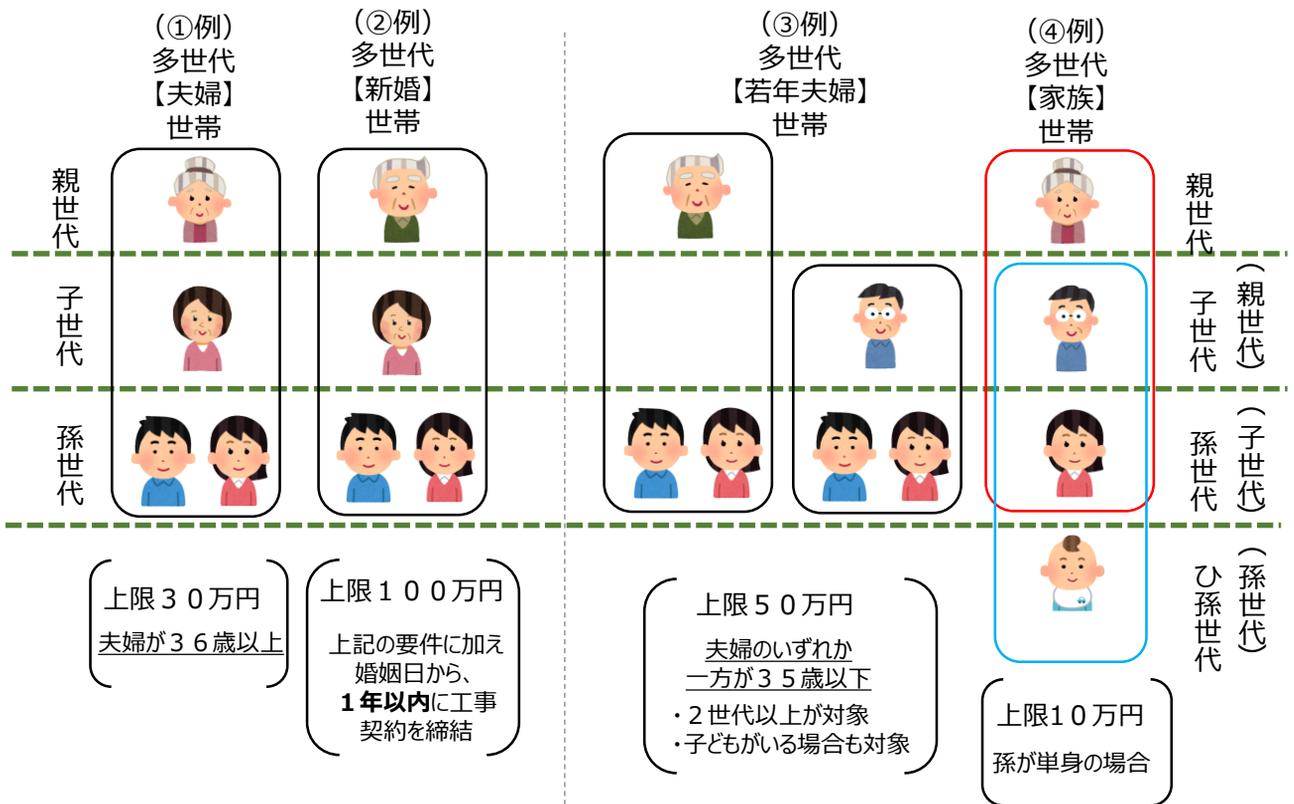
令和2年4月1日以降に、
同一集落内で多世代同居等をした日から起算して、**前後1年以内に契約した**、
多世代同居世帯の「改修」、「増築」、「建て替え」、「別棟新築」が対象です。

※対象の工事費用に対し5分の1を上限に助成

※1世代目、2世代目にあたる世代は、夫婦のうち一方が同居であれば対象

※土地と建物の名義が異なる場合も対象

- ①多世代夫婦世帯：36歳以上の孫夫婦と同居している世帯（3世代）
- ②多世代新婚世帯：新婚の孫夫婦と同居している世帯（3世代）
- ③多世代若者夫婦世帯：どちらか一方が35歳以下の孫もしくは子の夫婦世代と同居している世帯（2世代可）
- ④多世代家族世帯：単身の孫と同居している世帯（3世代）



添付書類チェックリスト
裏面へ➡

申請のタイミング

- ◆ 住宅の改修等の後
- ◆ 建物の登記
- ◆ 申請する住所への住民票の異動手続き

左記の3点が完了した後に、
速やかに申請してください。

添付書類チェックリスト

	必要書類		備考（取得先など）
1	<input type="checkbox"/> 多世代居住世帯全員の住民票 ※世帯主、続柄などの省略がないもの	原本	・南砺市市民センター ・住基カード ・コンビニ（マイナンバーカード取得者のみ）
2	<input type="checkbox"/> 住宅の位置図（付近の見取図）	コピー可	施工者が準備したものも可
3	<input type="checkbox"/> 住宅改修等を行った住宅の所有者が分かる書類 （当該年度の土地・家屋名寄帳兼課税台帳の写し または建物の登記事項証明書もしくはその写し）	原本	・名寄帳(なよせちょう)→南砺市市民センター、税務課 ・登記事項証明書→富山地方方法務局 砺波支局 住所：砺波市苗加353番地2
4	<input type="checkbox"/> 住宅改修等の契約書の写し	コピー可	施工者が準備したものも可
5	<input type="checkbox"/> 住宅改修等の内容を明らかにする図面	コピー可	施工者が準備したものも可
6	<input type="checkbox"/> 住宅改修等の明細書 （対象工事の内容が分かるもの；見積書など）	コピー可	施工者が準備したものも可
7	<input type="checkbox"/> 住宅改修等の着工前及び完成写真	コピー可	施工者が準備したものも可
8	<input type="checkbox"/> 住宅改修等に係る領収書の写し	コピー可	施工者が準備したものも可
9	<input type="checkbox"/> 多世代同居親族全員の市税納税証明書又は非課税証明書	原本	1月1日現在で住所がある市町村窓口
10	<input type="checkbox"/> 誓約書	原本	・南砺市市民センター ・南砺で暮らしません課 （市ホームページからダウンロード可）
11	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <u>（多世代新婚世帯のみ）</u>	原本	本籍地の市町村窓口

対象工事

助成対象工事	条件
居住部分の新築及び増築工事	増築部分以外の屋根及び外壁は含まない。車庫及び物置は除く。
室内の改装又は間取りの変更	
ベランダ又はサンルームの増築・改修	
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス設備工事	
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	
給湯設備の設置又は交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り、対象とする。
室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化工事	

【以下の工事は助成対象外です】

- ・賃貸の用に供している、または供する予定の住宅の住宅改修等
- ・公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅改修等
- ・災害等による保険給付金の対象となる住宅改修等
- ・多世代同居親族に属する者が自ら施工する住宅改修等
（多世代同居親族に属する者が代表となる法人事業者が施工するものも含む。）

【問い合わせ先】南砺市役所 南砺で暮らしません課（南砺市荒木1550番地）
TEL：0763-23-2037／FAX：0763-52-3680
mail：kurashimasenka@city.nanto.lg.jp